

フードバンク 寄贈促進事業実施要綱

(制定) 令和 5 年 5 月 1 日付 4 環資計第 782 号

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）において、賞味期限前であっても廃棄せざるを得ない食品を、フードバンクに新規で寄贈する中小小売店に対し、東京都（以下「都」という。）がその経費の一部を補助することで、食品ロスの削減や寄贈ルートの開拓に繋げる「フードバンク 寄贈促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 フードバンク 食品関係企業などから、生産・流通・消費の各過程で生じる未利用食品の寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する活動・団体をいう。
- 2 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合並びに個人事業主であって、資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人をいう。

第 3 本事業の内容

1 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者であって、2 の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

- (1) 中小企業であること。
- (2) 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
 - エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
 - オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者
- (4) 補助対象事業の完了後、寄贈によるコスト削減のメリット（廃棄物として処理した場合との比較）や食品寄贈についての顧客の反応、物流面の課題などの実態を把握するためのアンケートに協力できること。
- 2 補助対象事業
- 補助対象事業は、まだ食べられるにも関わらず廃棄になる可能性のある賞味期限前の食品を、必要とするフードバンクに寄贈するルートを新たに構築する事業とし、次の要件を全て満たすものとする。
- (1) 都内のフードバンクに次の要件を満たす食品を寄贈することを目的として輸送すること。
- ア 都内にある補助対象事業者の店舗で販売していたものであること。
 - イ 賞味期限前であること。
 - ウ 未開封で破損していないこと。
 - エ 常温保存の食品であること。
- (2) 寄贈先のフードバンクとの贈与協定が締結されていること。
- 3 補助対象経費
- 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、食品の運搬に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。補助対象期間は最大12月とし、食品の運搬手段は、原則として宅配便とする。
- 4 補助金の交付額
- (1) 補助金の交付額（以下「交付額」という。）は、補助対象経費の10分の10とする（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。ただし、1店舗ごとに144千円を上限とする。
- (2) 1つの補助対象事業者において、複数の店舗の寄贈先を開拓する場合にあつては、当該1店舗ごとの交付額の合計額をもって、補助対象事業の交付額とする。

第4 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が補助対象事業者に対して補助金を交付するために造成する基金への出えんを行う。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費を補助する。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務を実施する。
- 3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第5 予算措置

都は、次の各項に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等(以下「規程等」という。)を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度から令和7年度までとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年5月1日付4環資計第782号)

この要綱は、令和5年5月1日付けで施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。